令和５年度　大曲西中学校部活動方針

１　部活動の位置付けとねらい

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化等に興味・関心をもつ同好の生徒によって自主的、自発的な参加で行われる組織である。部活動を通して次のねらいを達成する。

（１）責任感や連帯感を養うとともに、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の構築を図る。

（２）技術や体力の向上を図り、粘り強くやり通す精神力を育成するとともに、能力や適性等の発見と進展に努める。

（３）余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

２　本校部活動における留意点

（１）部活動は、指導者の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、本校の教育目標及び指導の重点、目指す生徒像に基づき計画的に実施するものである。そのため、全職員の共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切に運営を図っていくこととする。

（２）保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や指導者の指導に係る業務等について、理解と協力を促すこととする。

（３）部活動における休養日と活動時間については、スポーツ医・科学の観点や秋田県教育委員会が作成した運動部活動運営・指導の手引、文化庁が示した基準を踏まえ、望ましい休養日や活動時間を設定することとする。

３　部活動の運営について

（１）指導者は、年間活動計画並びに月間活動計画を作成し、校長の承認を得て、生徒や保護者に伝える。

（２）本校における部活動の設置（新設、統廃合）については、生徒、職員、保護者、地域の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、保護者や地域の協力体制、施設、設備などの安全面等について吟味し、持続可能性を十分に考慮して判断する。

（３）指導者は、活動やその前後の安全・安心に配慮し、事故やケガ等の防止に努める。

（４）設置する部活動と指導者は、次のとおりとする。（◎＝主担当、○＝担当）

①野　　球　　部　◎Ｙ．Ｋ　○Ｋ．Ｍ
②卓　　球　　部　◎Ｓ．Ａ　○Ｓ．Ｔ
③柔　　道　　部　◎Ｔ．Ｈ　○Ｓ．Ｓ
④バレーボール部　◎Ａ．Ｔ　○Ｙ．Ｍ
⑤吹　奏　楽　部　◎Ｋ．Ｍ　○Ｓ．Ｎ
⑥陸上部（季節部）　◎Ｔ．Ｈ　○全職員
⑦駅伝部（季節部）　◎Ｔ．Ｈ　○Ｓ．Ｓ　　○Ｗ．Ｍ　　全職員

４　入部、転部、退部等について

（１）部活動の加入は、原則全員加入とする。

（２）部活動は、原則として３年間継続する。

（３）１年生は、４月中旬に入部届を担任に提出し、担任が確認した後、保護者印を押印の上、各指導者に提出する。部活動入会式後から正式な活動を行う。事情により１年生が春季大会に出場する場合は、保護者の同意の下、校長からの許可を得る。

（４）２、３年生は、年度初めに部活動継続願いを提出する。

（５）転部や退部については、所定の用紙に理由等を記入し、保護者印を押印の上、指導者に提出する。その際、本人、保護者、教員（指導者と担任）の三者で十分話し合い、納得のいく転部・退部となるようにする。

５　活動時間について

（１）平日の活動時間は、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等を含み、２時間半程度とする。

（２）４月から10月までの平日は19時完全下校とする。11月から３月までの平日は18時30分完全下校とする。

（３）朝練習を行う部活動については、８時までとし、あらかじめ校長に許可を得て行うこととする。その場合には必ず指導者が付くこととする。生徒の自主練習は認めない。

（４）休日及び長期休業中の活動時間は、原則として８時から17時までの間で行うこととし、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等を含み、３時間程度とする。大会（練習試合を含む）については、この限りではない。

６　休養日、部活動休止日について

（１）基準

①　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。

（２）留意事項

【４月～10月】

①　第１、第３日曜日の部活動は休止とする。

②　毎週水曜日は休止とする。また、第２、第４の土曜日、日曜日に連続して活動（公式大会を含む）した場合は、平日に２日以上の休養日を設ける。

③　長期休業中については、基準を踏まえるとともに、①～②に準じた扱いを行う。

④　夏季休業中の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。なお、やむを得ず実施する場合は、校長の許可を得て行うこととする。

【11月～３月】

①　第１、第３日曜日の部活動は休止とする。第２、第４の土曜日、日曜日については、それぞれどちらか１日は休止とする。

②　毎週水曜日は休止とする。また、第２、第４の土曜日、日曜日に連続して公式大会に参加した場合は、平日に２日以上の休養日を設ける。

③　長期休業中については、基準を踏まえるとともに、①～②に準じた扱いを行う。

④　年末年始の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。なお、やむを得ず実施する場合は、校長の許可を得て行うこととする。

【テスト休み】

① 中間テスト、期末テストについては３日前から、部活動を休止する。

② 公式試合等でどうしても練習をしなければならない場合は、短時間の練習とし、生徒の学習時間の確保に配慮する。この場合も必ず校長の許可を得る。

７ 安全面について

（１）指導者は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動前後に生徒の健康観察を行うとともに、施設・設備・用具等の安全確認を行い、常に健康・安全に努める。

（２）万が一に備え「危機管理マニュアル」を作成し、緊急時に対応できるようにする。

（３）学校外の施設へ、生徒が自力（徒歩や自転車）で移動する場合は、指導者の引率で行う。移動コースを確認し、十分な交通安全指導を行い、事故等の未然防止に努める。

（４）学校外の施設へ、乗物等で移動する場合は、公共交通機関の利用が基本原則であり、やむを得ない事情等でレンタカーや保護者の自家用車を使用する場合には、次の事項に留意し、事故防止に万全を期す。

① 事前に運行計画を作成し、校長の許可を得るとともに、保護者の了解を得ること。

② 運転者の健康状態に十分留意するとともに、無理なスケジュールや過度の走行距離（１日の移動距離はおおむね300kmまで）にならないよう配慮し、安全運転を心がけること。

③ 使用する車両については、法定の検査及び日常の整備点検を確実に実施すること。また、任意の自動車保険及び、生徒の旅行保険を付することを推奨する。

④ 不慮の事故に備えて、保護者の連絡先の一覧を携行する。

８ 大会、対外試合、コンクール等の参加について

（１）大会、対外試合、コンクール等の参加については、参加の必要性を十分に検討し、計画表に明記の上、要項等を添付して校長の承認を得る。

（２）宿泊を伴う大会や県外の大会参加については、費用や安全面の点から十分な検討を行い参加の有無を決定する。

（３）学校行事と大会が重なった場合の大会参加については、原則中体連主催の大会並びにそれに準ずる大会とする。この場合も必ず校長から許可を得ることとする。

９ その他

（１）各部で年１回以上の保護者会を開催し、運営上の諸問題の解決を図る。

（２）部費等の扱いは保護者会が行う。部費等の金額についても校長から承認を受けることとする。

付則　＊平成31年４月１日より施行

＊令和２年４月１日一部改正

＊毎年見直すこと